

第6回・セントラル企業セミナー

～ 施行まで1年「平成の民法大改正」備えは大丈夫ですか？ ～

当事務所では、「民法改正」をテーマとしたセミナーを開催いたします。

皆さまご存じでしょうか？120年ぶりの債権法の大改正は、来年4月1日に施行されます。また、40年ぶりの相続法の大改正は、すでに順次施行されています。

民法は生活の基本となるルールを定めた法律ですので、今回の改正は、広く企業の活動や個人の生活に影響を与える可能性があります。

民法改正で変わるものは？民法改正に対応する準備は？知らなかったでは済まされない平成の民法大改正について、知っておくべき基礎知識を【弁護士 田邊宜克】と【弁護士 山田裕二】が分かりやすくご説明します。

皆さまのお役に立つ内容を準備いたしますので、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

◆日時 **令和元年5月23日(木) 15:00～17:00**

◆参加費 **無料** ※但し、顧問会社以外の方は、お一人様1万円(消費税別)／1回

◆定員 **25名程度** ※定員になり次第受付を終了させていただきますのでご了承ください。

◆場所 **福岡商工会議所 新307会議室**

住所：福岡市博多区博多駅前2丁目9-28

※JR博多駅より徒歩10分、地下鉄祇園駅(5番出口)より徒歩5分

お申込・お問合せ先 **福岡セントラル法律事務所**

〒812-0018 福岡市博多区住吉2丁目2番1号

井門博多ビルイースト8階

電話 092-260-8211 FAX 092-260-8363 担当 中山

受付時間 平日 9:00～18:00 日祝日休業

ご参加の場合は、4月25日(木)までにFAXにてお申し込みください。

ご不明な点がございましたら遠慮なくご連絡ください。

FAX送信票

FAX : 092-260-8363

参加申込書／福岡セントラル法律事務所事務局 行

会社・所属			
お名前	※複数名ご参加される場合も、全員分こちらにご記入ください。		
電話番号		FAX	